

## 放課後児童健全育成事業の見直しについて

### 1 趣 旨

児童館・児童センター等で実施している放課後児童健全育成事業について、留守家庭登録児童の急増や施設の老朽化など緊急に対応すべき課題が生じたため、従来の方針を変更することについて、協議するものです。

### 2 現状及び課題

- (1) 留守家庭登録児童の急増により、現在の児童館・児童センターの規模では、受入れができないところや本来の機能が果たせないところが出てきており、今後も登録児童の増加が見込まれます。
- (2) 学童クラブにおいても、老朽化した施設の建替えや移転問題が発生しています。
- (3) 児童館・児童センターでの放課後児童健全育成事業の実施は、遊びの場として利用する一般児童と生活の場として利用する登録児童が混在してしまい、お互いに指導等の点で不十分な内容となっています。

### 3 見直しの内容

- (1) 放課後児童健全育成事業は、公設・公営の放課後児童クラブとして、学校敷地内へ施設を建設するとともに、学童クラブを統合し、実施することとします。ただし、学校敷地内で建設が困難な場合は、隣接地等の場所を検討します。
- (2) 平成19年度からの有料化を検討します。
- (3) 留守家庭登録児童は現在小学校1～3年生（一本化したところは4年生まで）に限っていますが、施設に余裕のある場合は、平成19年度から低学年を優先に、受入れの拡大をしていきます。

### 4 見直しによる効果

- (1) 放課後児童クラブは、登録児童の生活の場として充実した運営ができます。
- (2) 放課後児童クラブが校内にあることにより、下校後の児童の安全性が高まります。
- (3) 放課後児童クラブの建設は、児童館・児童センターの設置基準に示された部屋（集会室・遊戯室・図書室等）が不要なため、安価に整備することができます。
- (4) 学童クラブの高額な保護者負担や施設の老朽化等の課題が解消されます。
- (5) 児童館・児童センターは本来の機能を回復できるとともに、「地域子どもセンター」としての機能を加えることが可能になります。

## 5 今後の予定

- (1) 当面、現状で支障の無いところは手をつけず、緊急性のあるところから実施します。(寿・旭町・山辺・岡田)
- (2) 本年度の予算については、寿児童センターの移転改築に係る地質調査及び実施設計委託料であるため、次期補正予算の際に、予算の組替等を行うこととします。